

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人群馬県木材組合連合会
制定　：平成26年9月18日
一部改正：令和7年3月10日

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人群馬県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が平成26年9月18日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係る原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（Greenhouse Gas、略称GHG）の総量の算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電利用ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、県木連から合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定を受けている者とする。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

1 本実施要領に基づく認定を受けようとする者は、別記1の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木連へ提出しなければならない。

また、事業者認定書の有効期限の満了に伴う更新手続きについては、別記2の認定申請書（継続）を県木連に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出した者は、別表のとおり、県木連の請求によって認定に係る経費を支払うものとする。

第四 審査及びその結果の通知

1 県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地調査を実施するものとする。

3 県木連は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

①発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

⑥国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。

⑦GHG関連情報収集・管理・伝達に係る責任者が1名以上選任されていること。

⑧GHG関連情報の収集・管理・伝達の方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

1 県木連は第四に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記3-1の「事業者認定書（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定にあつては、別記様式3-2）」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、次項に定める証明書による証明のほか、納品書等に団体認定番号及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡さなければならない。

また、GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報を記載しなければならない。

2 前項の証明書等を作成する場合の様式及び記載例は、別記4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記5の「発電用に供する木質バイオマスの証明がされた木材・木製品等の取扱実績報告」により、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告するものとする。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第九 立入検査

- 1 県木連は、必要に応じて、認定事業者による発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。
- 2 検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を求めるものとする。
- 3 GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類確認を行うものとする。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、審査委員会に諮り、認定を取り消すことができる。なお、次の②に該当する場合は、審査委員会に諮ることなく認定を取り消すことができる。
 - ①証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③県木連が第九の2に規定する是正の指導に対して改善が認められないとき。
 - ④認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 前項の審査委員会において悪質と認められた場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表することができる。
- 3 県木連は、認定を取り消したときは、別記6の「認定取消通知書」により当該認定事業者に通知するものとする。

附則 この実施要領は、平成26年9月18日から施行する。

この実施要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する

別表

発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定に係る経費

項 目		県木連会員の構成員	左の事業者以外
新規認定	認定手数料	10,000 円	100,000 円
	現地調査費	実費	実費
継続認定	継続認定手数料	4,000 円	60,000 円
	現地調査費	実費	実費
年間維持費		2,000 円	30,000 円

発電利用木質バイオマスの証明に係る GHG 関連情報の収集等を行う事業者認定に係る経費

項 目		県木連会員の構成員	左の事業者以外
新規認定	認定手数料	20,000 円	100,000 円
	現地調査費	実費	実費
継続認定	継続認定手数料	10,000 円	60,000 円
	現地調査費	実費	実費
年間維持費		5,000 円	30,000 円

【別記1】（事業者認定申請書（新規）の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(新規)

年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 GHG関連情報の収集・管理・伝達の有無：
- 3 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 5 分別管理及び書類管理の方針：（別添：
（GHG関連情報の収集・管理・伝達の有の場合は、別添2-1又は2-2で作成、無の場合は、別添1-1又は1-2で作成）
- 6 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定番号：
- 7 その他（注）：（別添：適宜作成）

（注）その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記2】（事業者認定申請書（継続）の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認 定 番 号：

貴県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 GHG関連情報の収集・管理・伝達の有無：
- 3 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：
- 4 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 5 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）6 分別管理及び書類管理の方針：（別添：
（GHG関連情報の収集・管理・伝達の有の場合は、別添2-1又は2-2で作成、無の場合は、別添1-1又は1-2で作成）
- 7 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定番号：
- 8 その他（注）：（別添：適宜作成）

（注）その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添 1 - 1】(製材工場等チップ生産事業者の作成例)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

○事業者

年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人群馬県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成26年9月18日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、○○○○(氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップの加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添1-2】（製材工場等チップ生産事業者のGHG関連情報管理する場合の例）
分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇事業者
年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人群馬県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成26年9月18日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び、木質バイオマスに係る原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（Greenhouse Gas、略称GHG）の関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・加工したチップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・加工したチップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認し、証明する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面もしくは電子媒体により伝達する（由来証明と同時に伝達する）。
- ・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

（書類管理）

- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス

及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報及びGHG関連情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添 2 - 1】 (素材生産業者の作成例)
分別管理及び書類管理方針書 (例)

〇〇事業者
年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人群馬県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範 (平成26年9月18日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社が自ら所有している森林、もしくは、森林の伐採の権限を有している者から請負又は立木を買受けして、立木を伐採し、そこから得られた木材の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇 (氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・立木を伐採するときには、森林法に規定する手続きを経たことを確認するとともに、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材のいずれかに該当するのか明らかにする。
- ・伐採した木材については、森林ごとに、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの木材とそれ以外の木材が混在しないように分別管理する。
- ・分別管理する場所については、当社所有地のほか、伐採林地に土場を確保し分別管理する。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書を原木市場等の出荷先に発行する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添 2 - 2】 (素材生産業者のGHG関連情報管理する場合の作成例)
分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書 (例)

〇〇事業者
年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人群馬県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成26年9月18日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び、木質バイオマスに係る原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス(Greenhouse Gas、略称GHG)の関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社が自ら所有している森林、もしくは、森林の伐採の権限を有している者から請負又は立木を買受けして、立木を伐採し、そこから得られた木材の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇(氏名)を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理・GHG関連情報の収集の実施)

- ・立木を伐採するときには、森林法に規定する手続きを経たことを確認するとともに、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材のいずれかに該当するのか明らかにする。
- ・伐採した木材については、森林ごとに、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの木材とそれ以外の木材が混在しないように分別管理する。
- ・分別管理する場所については、当社所有地のほか、伐採林地に土場を確保し分別管理する。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの木材の出荷に当たっては、GHG関連情報を記載した証明書を原木市場等の出荷先に発行する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うもの)の数量を含む。)として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報及びGHG 関連情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別記3-1】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

年 月 日

様

一般社団法人群馬県木材組合連合会
会 長

年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、当会の事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 群馬県木連発電第〇〇—〇〇号

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 年 月 日～ 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3-2】（GHG情報を収集・管理・伝達する事業者認定書の様式）
発電利用に供する木質バイオマスのGHG情報を含む証明に係る事業者認定書

年 月 日

様

一般社団法人群馬県木材組合連合会

年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、当会の事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおりGHG情報を含む証明に係る事業者として認定します。

記

団体認定番号 : 群馬県木連発電GHG第〇〇—〇〇号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 年 月 日～ 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記4】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式（例）

1 加工・流通段階における証明書様式（例）

様式4-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

様式4-2 納品書を活用した証明書の記載事項例

様式4-3 製材等残材に係る製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

様式4-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

2 伐採段階における証明書様式（例）

様式4-5 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例1 民有林からの出材の場合

例2 国有林からの出材の場合

様式4-6 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

様式4-7 伐採届等を必要としない木材等の伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

【様式4-1】 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
 年 月 日
 発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明

○ ○ 様
 (販売先)

○○チップ製造事業者
 認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 GHG関連情報

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	トラック積載量区分	輸送距離区分	構成比	備考

注1 この表は、原料調達した認定事業者から取得したGHG関連情報を記載する。

注2 「原料区分」欄には、林地残材等又はその他伐採木を記載する。

注3 「トラック積載量区分」欄には、4 t 以上、10 t 以上、20 t 以上のいずれかを記載する。

注4 「輸送距離区分」欄には、10km以下、20km以下、30km以下、40km以下、50km以下、100km以下、150km以下、200km以下、300km以下のいずれかを記載する。

(2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

注5 該当するいずれかの□に✓すること。

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：4 t 以上、10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km以下、20km以下、30km以下、40km以下、50km以下100km以下、150km以下、200km以下、300km以下

注6 該当するいずれかの□に✓すること。

注7 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、3を削除する。

注8 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注9 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

注10 本様式の証明書に代え、既存の納品書等に必要な情報（認定番号、間伐材等由来 又は一般木材のバイオマスであること、1～3の内容を追加記載することで証明書とすることも可能とする。

【様式4-2】 納品書を活用した証明書の記載事項例

納品書を活用する場合は次の事項を記載すること。

- ①GHG関連情報は、別記4-1の3の内容をすべて記載すること。
- ②合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。
- ③クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。
- ④由来証明については、由来に応じて次のとおり記載する。

間伐等由来の木質バイオマス：この製品は、全て間伐等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

一般木質バイオマス：この製品は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

【様式4-3】 製材等残材に係る製材工場等から販売先に添付する一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明（製材残材）

○ ○ 様
（販売先）

製材工場等名
認定番号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 製材等の残材の物件名
- 2 樹種
- 3 数量
- 4 GHG関連情報
 - (1) 原料区分
 - 製材等残材

注1 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、4を削除する。

注2 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注3 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

【様式4-4】 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明

○ ○ 様
(販売先)

○○チップ製造業者所有者名
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
記

- 1 樹種
2 数量 3 GHG関連情報
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	トラック積載量区分	輸送距離区分	構成比	備考

注1 この表は、原料調達した認定事業者から取得したGHG関連情報を記載する。

注2 「原料区分」欄には、林地残材等又はその他伐採木を記載する。

注3 「トラック積載量区分」欄には、4 t以上、10 t以上、20 t以上のいずれかを記載する。

注4 「輸送距離区分」欄には、10km以下、20km以下、30km以下、40km以下、50km以下、100km以下、150km以下、200km以下、300km以下のいずれかを記載する。

(2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

注5 いずれかのに✓すること。

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：4 t以上、10 t以上、20 t以上

輸送距離：10km以下、20km以下、30km以下、40km以下、50km以下、100km以下、150km以下、200km以下、300km以下

注6 いずれかのに✓すること。

注7 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、3を削除する。

注8 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注9 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

注10 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に1から3の必要な情報（認定番号、一般木材のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能とする。

【別記4-5(1)】 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例1 民有林からの出材の場合

年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ 様
(販売先)

○○素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
- 2 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
- 3 物件（森林）所在地
- 4 伐採面積
- 5 樹種
- 6 数量
- 7 GHG関連情報

(1) 原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

注1 「林地残材等」とは、用材生産を主目的とする伐採から生じる低質材や間伐材、その他被害木をいう。「その他の伐採木」とはエネルギー利用のために育成し、それを伐採したものをいう。

注2 該当するいずれかのに✓する。

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：4 t 以上、 10 t 以上、 20 t 以上

輸送距離：10km以下、 20km以下、 30km以下、 40km以下、 50km以下、
100km以下、 150km以下、 200km以下、 300km以下

注3 該当するいずれかのに✓すること。

注4 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

注5 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、7を削除する。

注6 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注7 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

注8 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに1から7の必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能とする。

【様式4-5(2)】 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例2 国有林からの出材の場合

年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ 様
(販売先)

○○素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 出材元の森林管理署名
- 2 物件(森林)所在地 (林班名など)
- 3 伐採面積
- 4 樹種
- 5 数量
- 6 GHG関連情報

(1) 原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

注1 「林地残材等」とは、用材生産を主目的とする伐採から生じる低質材や間伐材、その他被害木をいう。「その他の伐採木」とはエネルギー利用のために育成し、それを伐採したものをいう。

注2 該当するいずれかのに✓する。

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：4 t 以上、 10 t 以上、 20 t 以上
輸送距離：10km以下、 20km以下、 30km以下、 40km以下、 50km以下、 100km以下、 150km以下、 200km以下、 300km以下

注3 該当するいずれかのに✓すること。

注4 森林管理署等との売買契約書の写しを添付。

注5 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、6を削除する。

注6 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注7 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

注8 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに1から7の必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能とする。

【様式4-6】 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明

○ ○ 様
(販売先)

○○素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
- 2 物件(森林)所在地
- 3 伐採面積
- 4 樹種
- 5 数量
- 6 GHG関連情報

(1) 原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

注1 「林地残材等」とは、用材生産を主目的とする伐採から生じる低質材や間伐材、その他被害木をいう。「その他の伐採木」とはエネルギー利用のために育成し、それを伐採したものをいう。

注2 該当するいずれかの□に✓する。

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量： 4 t 以上、 10 t 以上、 20 t 以上

輸送距離： 10km以下、 20km以下、 30km以下、 40km以下、 50km以下、
 100km以下、 150km以下、 200km以下、 300km以下

注3 該当するいずれかの□に✓すること。

注4 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。

注5 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、6を削除する。

注6 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注7 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

注8 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に1～7の必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能とする。

【別記4-7】 伐採届等を必要としない木材等の伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明

○ ○ 様
(販売先)

所有者名
所有者住所

下記の物件は、全て○○（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地
- 2 該当バイオマスの発生場所（伐採箇所など）
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 GHG関連情報

(1) 原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

注1 「林地残材等」とは、用材生産を主目的とする伐採から生じる低質材や間伐材、その他被害木をいう。「その他の伐採木」とはエネルギー利用のために育成し、それを伐採したものをいう。

注2 該当するいずれかのに✓する。

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量： 4 t 以上、 10 t 以上、 20 t 以上

輸送距離： 10km以下、 20km以下、 30km以下、 40km以下、 50km以下、
 100km以下、 150km以下、 200km以下、 300km以下

注3 該当するいずれかのに✓すること。

注4 GHG関連情報の記載が必要ない場合は、6を削除する。

注5 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第7に基づく記載を行うこと。

注6 クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果を記載すること。

【別記5】 (間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱い実績報告の様式)

年 月 日

一般社団法人群馬県木材組合連合会 様

事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：
 事業者認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが
 証明された木材の取扱い実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要項第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱い実績を報告します。

記

1 期 間	年4月 1日～ 年3月31日
2 木材の取扱い量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 m3
	チップ等出荷量 m3
3 2のうち、間伐材等由来の木質バイオマス であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3
	チップ等出荷量 m3
うちGHG関連情報を伴うもの	原木 (原料) 入荷量 m3
	チップ等出荷量 m3
4 2のうち、一般木質バイオマスであると証 明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3
	チップ等出荷量 m3
うちGHG関連情報を伴うもの	原木 (原料) 入荷量 m3
	チップ等出荷量 m3

【別記6】 (認定取消通知書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

年 月 日

○ ○ 様

一般社団法人群馬県木材組合連合会

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定要領第十の規定に基づき、年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由 :